

諫早湾潮受堤防の排水門開放を命じる福岡高裁判決についての会長声明

福岡高等裁判所は、2010年12月6日、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の南北排水門について、判決確定から3年を経過する日までに開放し、かつその開放を以後5年間継続するよう国に対して命じた佐賀地方裁判所の判決を基本的に維持し、国の控訴を棄却する判決をした。

1997年4月の潮受堤防締切後は、2000年度のノリ養殖業の歴史的な大不作被害やタイラギ漁の壊滅的被害など、多くの漁業被害が発生しており、かつ、被害は現在も継続している。そのために、佐賀県をはじめとする有明海沿岸の漁業者は、これまで、漁業被害の原因究明を国・農林水産省に対して再三に亘って求めてきたものの、農水省はその調査を行わないまま事業を推進してきた。

原審である佐賀地方裁判所は、2008年6月27日、国に対し、上記のとおり潮受堤防の南北排水門の開放を命じる判決をし、今般、福岡高等裁判所は、国の控訴を棄却して、原審判決を維持したものであるが、その中で、有明海のうち、諫早湾及びその近傍部についての漁業被害の発生を認めた上で、因果関係については、訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信を持ち得るもので足りるとし、かつ諫早湾及びその近傍部においては、潮受堤防の締切りによって漁業被害の発生した蓋然性が高く、経験則上、潮受堤防の締切りと漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当であると判示している。

さらに、潮受堤防の締切りの違法性に関しては、漁民らは生活の基盤にかかわる権利について高度の侵害を受けているのに対し、潮受堤防の防災機能は限定的であり、潮受堤防内干拓地における営農にとって潮受堤防の締切りは必要不可欠ではなく、また、各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保できるとした上で、潮受堤防の各排水門を常時開放することで過大な費用を要するという事実は認

められないとして、潮受堤防締切りの違法性についても、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めるに足りる程度の違法性はあると判示している。

日本弁護士連合会は、これまで2度にわたる会長声明及び意見書の発表により、排水門を開放して堤防内に海水を導入することを求めてきたほか、上記佐賀地方裁判所判決についても、直ちに開門の準備に着手することを求める会長談話を発表してきた。また、当会も、2005年9月28日に、「諫早湾潮受け堤防の中長期開門調査を求める会長声明」を発表し、国に対して、排水門の中・長期開門調査の実施を求めてきたほか、2008年7月4日には、上記佐賀地方裁判所の判決を支持し、控訴の断念と排水門開放準備着手を求める会長声明を発表してきたものである。

本判決は、佐賀地方裁判所の上記判決を維持し、日本弁護士連合会や当会の求める開門を国に対して命じるものであって、高く評価できる。

上記佐賀地方裁判所判決からすでに2年以上の期間が経過しており、その間に有明海的环境破壊はさらに進行した可能性が極めて高く、有明海の再生のためには、もはや一刻も無駄にすることは許されない。よって、国は、本判決に対する上告を断念し、直ちに排水門を開放するための準備に着手するよう求める。

2010（平成22）年12月7日

佐賀県弁護士会

会 長 池 田 晃 太 郎